

# グループホーム「ぬくもりの家」運営規程

## 第1条（事業の目的）

この規程は、社会医療法人公徳会（以下「本会」という。）が開設するグループホーム「ぬくもりの家」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業員（以下「従業者」という。）が、要支援 2・要介護状態にあつて認知症の状態にある高齢者に対して、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

事業所の介護従事者は、要支援 2・要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

## 第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称           グループホームぬくもりの家
- (2) 所在地       山形県南陽市柵塚 929 番地

## 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- (2) 介護従事者 14 名以上(常勤 13 名以上、非常勤 1 名以上)  
介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- (3) 計画作成担当者 介護支援専門員 1 名以上

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(4) 看護師 1名 (非常勤)

入居者の日常的な健康管理および入居者の健康上の相談に応じる。  
また、医師との連絡調整、必要な医療処置を行う。

第5条 (利用定員)

事業所の利用定員は、18名とする。

第6条 (認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等と介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- (4) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- (5) 機能訓練
- (6) 相談・援助

第7条 (利用料等)

1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合による額とする。
2. 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受ける。

項目	金額	備考
室料	1,785 円/日	
管理料	800 円/日	
光熱水費	管理費に含む	
食費	1,200 円/日	
理美容代	実費	
おむつ代	実費	

上記に掲げるものの他に、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応

型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

#### 第8条 (入居に当たっての留意事項)

1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
  - (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (2) 自傷他害の恐れが無いこと。
  - (3) 常時医療機関において治療をする必要が無いこと。
2. 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること。
3. 当該事業所において指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提出を受ける利用者は、利用にあたっては事業所の従業員の指示に従うものとする。

#### 第9条 (緊急時における対応方法)

従業者は事故、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関及び当該利用者の家族への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。事業所は事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

#### 第10条 (秘密の保持・個人情報保護)

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。

#### 第11条 (非常災害対策)

1. 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
2. 管理者は、防火管理者を選任する。
3. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
4. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回避難訓練及び救出その他必要な訓練を行う。

#### 第12条（感染症対策）

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

#### 第13条（虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するため定期的な研修の実施
  - (4) 適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

#### 第14条（身体拘束に関する事項）

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保持するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応及び時間、その際に利用者の心身の状況及び、やむを得ない理由を記録しなければならない
2. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 第15条（業務継続計画の策定等）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を

講じる。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### 第16条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する事項）

介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し定期的に開催する。（令和9年3月31日まで経過措置）

#### 第17条（ハラスメント対策）

ハラスメント対策については、公徳会就業規則第54条「セクシャルハラスメントの防止」第55条「パワーハラスメントの禁止」に定められているとおりであり、そのような言動を行ってはならない。

#### 第18条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

#### 第19条（委任）

この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

平成19年6月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成27年8月1日改訂

平成 29 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 7 月 1 日改訂

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 12 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定